

平成 30 年度第 1 回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

日時	平成 30 年 11 月 1 日（木曜日） 午後 2 時から 4 時まで
場所	ながくてエコハウス 多目的室
出席者 (敬称略)	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授 吉川雅博【計画評価部会長・計画策定部会長】 愛知県瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐 西川恵子 名古屋東公共職業安定所 業務担当次長 上野稔明 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 松尾俊明 長久手市身体障害者福祉協会 会長 加藤勝 希望の会 会長 内海真弓 ほっとクラブ 会長 山口恭美 長久手市民生委員児童委員協議会 障がい者部会 部会長 平松弘子 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 野村賢治 長久手市障がい者基幹相談支援センター 相談員 鈴木聖美【児童教育支援部会長】 株式会社フォルツァあるく長久手グリーンロード 管理者 後藤俊輔【就労支援部会長】 特定非営利活動法人百千鳥 理事長 竹田晴幸【福祉サービス支援部会長】 長久手市福祉部 次長 中野智夫 尾張東部地域相談支援アドバイザー 川上雅也 <事務局> 長久手市障がい者基幹相談支援センター 相談員 磯部えつ子、井出規暁、遠藤匠 福祉部 部長 中西直起 福祉部福祉課 課長 若杉雅弥、福祉係長 山田菜美、主任 大久保功一 同子育て支援課 課長 門前健、課長補佐兼子ども家庭係長 岡藤彰彦 同健康推進課 課長 浅井俊光、主幹兼健康増進係長 遠藤佳子 同福祉施策課 福祉施策係長 大谷悠
欠席者 (敬称略)	ウェンディの箱 代表 鈴木厚子 長久手市教育委員会 指導主事 竹下直代
議題	(1) 長久手市障がい者自立支援協議会について (2) 各専門部会等の取組状況について (3) 今後の長久手福祉の家における障がい分野の機能役割等について
傍聴者	1 人

議事録

1 あいさつ（会長）

本市では、10月18日及び19日の2日間にわたり「第1回地域共生社会推進全国サミット in ながくて」を開催し、多くの方に御参加いただき感謝申し上げます。今回のサミットでは、テーマを「介護保険」から「地域共生社会」へ移行した第1回目として、まぎって暮らす、わずらわしいまちづくり等本市が進める「市民主体のまちづくり」の考え方を全国の方々に発信することができた。

今回の議題にある長久手福祉の家における障がい分野の機能役割についても、まぎって暮らす等共生社会の実現に向けた視点等を踏まえご意見いただきたい。

2 議題

[ここからは、障がい者自立支援協議会設置要綱に基づき、福祉部次長を座長とし会議を進行]

(1) 障がい者自立支援協議会について

<資料1から5をもとに事務局から説明>

(2) 各専門部会等の取組状況について

<資料6をもとに各専門部会長及び事務局から各専門部会及び事務局会議の取組について報告>

① 児童教育支援部会

部会長

今年度は、現在まで2回の部会を開催し、長久手市児童発達支援センター運営基本計画（案）及び作業部会の設置について協議を行った。第3回を来年2月に開催予定である。

また、広義の療育支援体制の検討等を行う「つなぐ部会」、制度改正等に伴う情報共有、事業所間及び地域における社会資源の連携強化を図る「ささえる部会」の2つの部会を新たに設置し、各支援機関等の連携に関する状況等について検討を実施した。今後も引き続き検討等を行っていきたい。

各保育園への巡回相談（長久手市保育所等巡回相談支援事業）について、福祉サービス利用に関する制度等の周知及び障がい者基幹相談支援センターの周知が進んだこと等により、実績は0件となっている。

委員

実績が0件とのことだが、事業自体は今後も実施予定か。

部会長

事業としては継続する予定である。理由として、確かに件数は減ってきているが、長久手市障がい者基幹相談支援センターへの相談は増えているため、相談のニーズ自体

はあるように思う。

委員

相談支援機関へ行くことができない人もいるため、多様な相談を受ける仕組みは必要と思う。今後も継続して実施いただきたい。

② 就労支援部会

部会長

今年度は、現在までに2回部会を開催し、就労支援コーディネーターの役割等について協議を行った。第3回を来年2月に開催予定である。

今後は、就労支援コーディネーターの具体的な業務内容について協議を進めるとともに、就労体験については実施状況を踏まえ、就労体験の場の拡大について検討していく。

また、優先調達に係る民需の拡大や共同受注の仕組み、販売会の実施、農福連携についても継続して検討していきたい。

委員

以前、ある事業所と意見交換した際、販売会の開催回数を増やせないかと意見があった。福祉の家での販売会を増やしてもいいかもしれない。

委員

就労支援コーディネーターの主たる役割としては、就労の定着支援、新規就労先の開拓どちらに重きを置いているのか。また、他市町村で就労支援コーディネーターを既に設置している等先進的に取り組んでいる自治体はあるか。

部会長

就労支援コーディネーターの役割については、現在5つの役割（①就労移行支援事業の延長等に係る協議の場の運営、②個別ケースについて協議する場の運営、③学校在学中の方への支援、④引きこもりの方への支援、⑤学校卒業を見据えた学齢期における支援機関等との連携）について部会で検討している。先進的に取り組んでいる自治体については現在調べているところである。

委員

就労支援コーディネーターと尾張東部障害者就業・生活支援センターアクトとの連携について、今後詳細を詰めていけるとよい。引きこもりの方等社会に埋もれている方を引き上げて一般就労に結びつけていくことも今後必要な役割となってくるのかもしれない。先進的な取り組みについて、圏域内の各市町はまだ就労支援コーディネータ

一は設置されておらず、長久手市の動向に注目している状況である。その他の市町としては豊田市やみよし市が独自で就労支援コーディネーター事業を実施している。

委員

相談支援専門員が就労支援コーディネーターの役割を担っている市町もある。尾張東部障害者就業・生活支援センターアクトは名古屋市名東区及び守山区も担当区域として割り振られており、非常に範囲が広いことから、多種多様な要望に対応している。そういった面からも、市町への就労支援コーディネーターの設置はとても重要である。

委員

ハローワークにおける新規登録人数は昨年度と比べても大きな変化はなく、精神障がい者は継続して多い。就職件数は前年同期と比較し40件程度減少している。原因としては就労継続支援A型への就職が減っていることが想定される。

委員

尾張東部圏域でも就労継続支援A型の撤退が進んでいる。就労継続支援A型の事業所がB型事業所を併設し、その後は就労継続支援B型のみに移行する事が多い。就労継続支援A型事業所が就労継続支援B型事業所へ変わったことについて、本人や保護者へ伝えておらず、給与が減ってはじめて知る方も多い。こうした実態への対応についても、就労支援コーディネーターの役割として重要かもしれない。

話は変わるが、本日の新聞記事に瀬戸市が設置する「せとぶれんど」という共同窓口が取り上げられた。行政等発注者は一部の事業所へ依頼しなくてもよくなったため、発注がしやすくなったと聞いている。また、大口の注文が入った際にはいくつかの事業所が協力して同じ部屋で業務に従事することができ、支援者同士の交流もでき、支援の質の向上にもつながるよい機会となっている。

③ 福祉サービス支援部会

部会長

今年度は、現在までに2回部会を開催しており、グループホームの整備に係るニーズ調査及びグループホームの体験事業について協議を行うとともに、9月に移動支援事業従業者養成研修を開催し、従業者の養成を行った。第3回を11月に開催予定である。今後は、ながふく障がい者プラン策定の際に実施したアンケート資料をベースとして、新たに市内の相談支援事業所にアンケートを実施し、本人の視点、家族の視点、相談支援専門員の視点の3者の視点を検証し、必要者数等のニーズを把握していく予定である。また、今後、グループホームを含め市内の福祉サービスの質的向上についても部会として取り組んでいく方向性である。グループホームの体験事業については、今後も継続して具体的な実施方法等について検討していく。

委員

グループホームの質と量について、愛知県ではグループホームの普及に向けてビデオ上映や相談会等を実施している。ただし、その一方でグループホーム職員による虐待問題等も起きていることから、支援員の質を担保するための研修等を開催していく必要がある。

④ 計画策定部会・計画評価部会

部会長

今年度は、計画評価部会を7月に開催し、ながふく障がい者プランの重点施策について進捗状況を確認し、評価を行った。

今後は、引き続き現行計画の評価及び次期計画策定に向けた策定方法の検討に取り組んでいきたい。

委員

今年度に県が福祉施設入所者の地域生活移行に係るニーズ調査を実施したところ、76名（うち尾張東部圏域は14名）が地域生活移行の意向があり、長久手市でも1名いた。

⑤ 精神障がい者支援部会

事務局

今年度は、作業部会を3回開催しており、緊急時等における関係機関の役割等の整理及び精神障がい者の理解啓発にかかる事業について協議を行った。12月に部会を開催予定である。

今後は、緊急対応及び理解啓発に加え、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、必要な機能等について協議していきたい。

委員

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、この部会では概念図みたいなものを作るのか。

事務局

概念図は厚労省から示されているため、それを参考に長久手市版の地域包括ケアシステムを構築していきたい。

委員

病院退院後、家族のみで支援している精神障がい者も少なからずいるため、この部会

ではそうした実態も加味して地域包括ケアシステムを考えて欲しい。

委員

地域包括ケアシステムのエンジンとなる人材をきちんと配置しないとうまく機能しないため、必要に応じて県等が養成研修等を開催する必要がある。

委員

各民間団体等も随時研修を開催しているので、そこに参加してもいいのでは。ちなみに、平成31年2月9日（土）10日（日）の2日間にかけて、名古屋工業大学にて第14回全国若者・引きこもり協同実践交流会 in あいちが開催されるため、こうした場を活用してもいいかもしれない。

⑥ 事務局会議

事務局

今年度は、現在までに3回の事務局会議を開催しており、今後の長久手福祉の家における障がい分野の機能役割等について協議を行った。第4回を今月中に開催予定である。

また、個別訪問調査については昨年度に引き続き実施していくとともに、地域生活支援拠点の整備についても、本市における社会資源の整備状況等を踏まえ、本市にあった方法を検討していきたい。

なお、差別解消に関する相談が1件あった。内容としては、平成30年7月にN-バスに乗車しようとした障がい者に対して、運転手が乗車する直前に扉を閉めようとしてすぐに開ける行為等があったとのこと。本件への対応について、相談者が特定されないよう充分配慮いただきたいとの本人からの希望により、福祉課から安心安全課経由で名鉄バス株式会社へ全ての乗客には誠実な対応を心がけること、差別的な対応はしないように伝えた。

委員

平成28年度の障がい者虐待の状況について、障がい者虐待に係る相談・通報届出のあった546件のうち、虐待と認定した件数は166件であり、相談・通報届出件数の3割程度が障害者虐待と認定されている。県としては研修を通して虐待の防止等について周知していくとのこと。

(3) 今後の長久手福祉の家における障がい分野の機能役割等について

<資料7をもとに事務局から説明>

高齢者向けデイサービス事業は、民間事業の充実により、平成31年度末に終了を予定

している。また、障がい福祉サービスつばさについても、平成 31 年度末に指定管理期間が満了となる。そのため、平成 32 年度から福祉エリア全体で新たな施策を展開するに際し、障がい者分野における施策について、基幹運営会議で検討を重ね、今回 2 つの案を挙げさせていただいた。

具体案についてはこれから検討していくが、まずは活用の骨子案についてご意見をいただきたい。

なお、今後のスケジュールについては、資料 7-2 にあるとおり、当事者団体等へのヒアリング内容等を踏まえ、基幹運営会議で具体案を検討後、平成 30 年 1～2 月開催予定の本会議で協議いただく予定である。

委員

長久手福祉の家の活用について、法的な部分で制約があるかもしれないのであらかじめ確認した方がいいのではないかと。また、今回の活用案に対し、対象者はどの程度いるのかニーズ調査が必要だと思う。運営方法（市直営や民間委託等）や費用負担、採算等も踏まえ、総合的に検討する必要がある。

委員

障がい福祉サービスつばさは今後も継続して実施するのか。

事務局

今利用している方もいるので、継続して実施していくことを予定している。

委員

引きこもりについて、豊明市や豊田市、東海市等先進的取り組みをしている市町の実情を調べてもいいかもしれない。

委員

とても広いスペースだが、どのくらい利用者がいるのか。

事務局

医療的ケアを要する障がいのある人は、児者あわせて 10 名程度を想定している。

委員

仮に 10 名としても、その中でも状態が不安定になると通所できない人も出てくることが想定できることから、圏域で取り組むことを考えてもいいかもしれない。

委員

短期入所の事業所が市内に少ないため、瀬戸市まで通っている人もいます。日頃からサ

ービスを利用していると万一の際にも受け入れてもらいやすいため、小さいときから短期入所を利用するようにしている。どこにも通所していない障がい者が短期入所の利用を希望した際の受け入れ先があるとよい。

委員

年齢を重ねた障がい者の受け入れ先としては、日中活動型グループホームの活用が想定される。

また、地域生活支援拠点等をイメージした際、福祉の家には障がい者基幹相談支援センター等各種相談窓口や温泉等商業施設があり、活用に適しているかもしれない。

福祉の家で事業を実施するには、採算が取れないこと等により民間企業の参入が見込めない事業を行うべきである。

短期入所については、保護者の余暇等で利用する事もあるが、緊急で受け入れるべき人がいたら優先して利用できるようにすべきであり、保護者からも事前に同意を得ておけると良い。緊急時の受け入れ機能は重要である。

会長

さまざまな意見をいただいたが、今回の骨子案を変更すべきとの意見はないように思われるため、本機能役割案の内容について、本会として承認することとしてよろしいか。

委員

異議なし

部会長

異議なしのため、本会では本案を認めることとします。今後の事務については事務局にて適切に処理願います。

閉会